

合意書締結について（改訂）

必ず説明を聞いて頂き、病院からお渡しする合意書にて締結することとします。

合意書コピー利用のみでの締結は行いません。

チェーン調剤薬局での締結は、各店舗の責任者が説明を聞いたうえで、店舗ごとに行うこととします。

ホームページからダウンロードした合意書に、保険薬局名称 住所 代表者または管理薬剤師（締結時の管理薬剤師で良い）の記載および押印をし、2部作成したものと返信用封筒を説明実施日に持参して下さい。

開始時期を記載した合意書を1部返信いたします。